様式第３（第22条関係）

（表面）

［略］

（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　［略］

第78条　［略］

第80条　［略］

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　［略］

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条の４、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第３（第22条関係）

（表面）

［同上］

（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　［同上］

第78条　［同上］

第80条　［同上］

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　［同上］

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

別表第九　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　廃棄施設　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第二項の廃棄物埋設地、同条第三項第二号の廃棄物管理設備、法第五十二条第二項第九号の廃棄施設並びに法第三条第二項第二号の製錬設備の附属施設、法第十三条第二項第二号の加工設備の附属施設、法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉の附属施設（法第二十三条の二第一項の外国原子力船に係るものを含む。）、法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉の附属施設、法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵設備の附属施設及び法第四十四条第二項第二号の再処理設備の附属施設であつて放射性廃棄物を廃棄するものをいう。 ［三・四　略］ （保安のために必要な措置等） **第二条**　法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等（第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下同じ。）の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。 ［一・二　略］ 三　放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三条	（定義） **第一条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　［同上］ 二　廃棄施設　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第二項第二号の廃棄物埋設地及び廃棄物管理設備、第五十二条第二項第九号の廃棄施設並びに法第三条第二項第二号の製錬設備の附属施設、法第十三条第二項第二号の加工設備の附属施設、法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉の附属施設（法第二十三条の二第一項の外国原子力船に係るものを含む。）、法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉の附属施設、法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵設備の附属施設及び法第四十四条第二項第二号の再処理設備の附属施設であつて放射性廃棄物を廃棄するものをいう。 ［三・四　同上］ （保安のために必要な措置等） **第二条**　法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等（以下この条、第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下同じ。）の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。 ［一・二　同上］ 三　放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三条